

婚姻届 記入例

氏名は、夫妻とも現在（婚姻前）の氏で記入してください。
日本国籍の方は生年月日を和暦で記入してください。

住所にアパート名やお部屋番号などが含まれる場合、それも全てお書きください。

●【婚姻届と同時に住所を変更する方】

- ・会津若松市内で転居する場合
→新しい住所を記入してください
 - ・市外から会津若松市へ転入する場合
→新しい住所を記入してください
+事前の転出手続きが必要
(詳しくは表面の1. 必要書類および事前手続きの確認の※2をご覧ください)
 - ・会津若松市から市外へ転出する場合
→現在の住所を記入してください
- ※いずれの場合も別途住所変更の手続きも必要ですのでご相談ください。

父母が亡くなっている場合も空欄とせずに記入してください。
離婚などにより父母の氏などが異なっている場合は、現在の氏名をお書きください。

初婚か再婚かを選んでチェックしてください。
再婚のときは、直前の婚姻について、死別あるいは離別の年月日を記入してください。

※ここでいう婚姻には、内縁や事実婚は含まれません。

| | | | | |
|------------------------------|--|--|-----------------|--------|
| 婚姻届 | | 受理 令和 年 月 日 第 号 | 発送 令和 年 月 日 第 号 | 長印 |
| 令和 6年 3月 1日届出 | | 送付 令和 年 月 日 第 号 | | |
| 福島県会津若松市長 殿 | | 書類調査 | 戸籍記載 | 記載調査 |
| | | 調査票 | 附票 | 住民票 通知 |
| 1) 氏名 | 夫になる人 | 妻になる人 | | |
| | あいづ たけし 氏 名 | こうてい ゆうこ 氏 名 | | |
| 2) 住所 | 福島県会津若松市東栄町3番46号 東栄アパート3号 | 夫に同じ | | |
| 3) 本籍 | 夫 | 妻 | | |
| | 福島県会津若松市東栄町 3 番 | 福島県郡山市朝日一丁目 2 3 番地 | | |
| 4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 | 夫の氏 | 妻の氏 | | |
| | 福島県会津若松市東栄町 2 5 1 番地 | 福島県会津若松市東栄町 2 5 1 番地 | | |
| 5) 同居を始めたとき | 夫 | 妻 | | |
| | 令和 5 年 3 月 | 令和 3 年 4 月 4 日 | | |
| 6) 初婚・再婚の別 | 夫 | 妻 | | |
| | 初婚 | 再婚 | | |
| 7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と | 夫 | 妻 | | |
| | 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数(1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)) | 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5)) | | |
| 8) 夫妻の職業 | 夫 | 妻 | | |
| | 夫の職業 | 妻の職業 | | |
| その他 | | | | |
| 届出人署名 | 夫 会津 武士 | 妻 高低 優子 | | |

届書の提出に来られるのが夫妻どちらか一方のみである場合であっても、必ず夫妻それぞれの署名が必要です。
なお、現在（婚姻前）の氏で記入してください。

●必ず18歳以上の証人2名が必要です！
署名欄は証人本人にそれぞれ自署してもらってください。
証人欄の内容に誤りがある場合、婚姻届が受理できない場合があります。
なお、本籍または住所のいずれかが会津若松市にある証人の場合、審査時間が短縮できます。

現在、届書への押印義務は廃止されています。
届出人欄と証人欄に「印」という欄がありますが、押印しなくても結構です。

| | | |
|----------------|------------------------------|-----------------------------|
| 署名 (※押印は任意) | 会津 一郎 印 | 高低 隆盛 印 |
| 生年月日 | 昭和40年 4月11日 | 昭和41年 5月 7日 |
| 住所 | 福島県会津若松市東栄町3番46号 東栄アパート3号 | 福島県会津若松市神指町大字 黒川字石上3番地の2 |
| 本籍 | 福島県会津若松市東栄町 3 番地 | 福島県郡山市朝日一丁目 2 3 番地 |

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を記入してください。

特に、本籍の記載に誤りが多いのでご注意ください！
※本籍がどこか曖昧な場合には、本籍を表示した住民票を取得するなどして確認をした上で記入していただいでください。

婚姻届の提出後に名乗る氏（姓）を選んでチェックしてください
夫妻のうちした氏の方が戸籍の筆頭者となります。
※外国人と婚姻するときはチェックをつける必要はありません。
新本籍欄には、希望する本籍を書いてください
※した氏の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは、その戸籍が夫妻の戸籍となるため、新本籍は記入しないでください。

婚姻届を提出する日はもう決められましたか？
決めた日に安心して届出できるように、**婚姻届の事前審査**がおすすめです！

※事前審査活用の手順
①婚姻届を早めに作成（必ず証人欄も書いてもらいましょう）
②平日の昼間（開庁時間内）にお近くの市町村役場へ①を持参
③戸籍届出窓口で「事前審査を受けたい」とお伝えください
④事前審査でわかった不備や不足書類を届出日までに整えましょう

※事前審査の際、希望の場所に新本籍が置けるかどうかもお相談いただけます。
事前審査の活用をぜひご検討ください！

日中連絡のつく電話番号を記入してください。

| | |
|-----|--------------------|
| 連絡先 | 電話 090 (1234) 5678 |
| | 自宅・勤務先 [] 携帯 [] |

